

国行職発第 63 号  
令和元年 11 月 20 日

国立市特別職職員報酬等審議会  
会長 長 沼 宗 昭 殿

国立市長 永 見 理 夫

常勤特別職職員の適正な給料額等について（諮問）

このことについて、国立市特別職職員報酬等審議会条例（昭和 39 年 12 月国立市条例 27 号）第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

常勤特別職職員の適正な給料額等について

2. 諮問理由

常勤特別職職員の給料額は、職務の特殊性を踏まえ、その責任の度合いや困難さ、過去における給料額改定の経緯や他市との均衡等を総合的に勘案して定められるものです。

しかしながら、国立市における常勤特別職職員の現在の給料額は、平成 8 年 12 月を最後に改定してから 22 年 11 ヶ月が経過し、本審議会への諮問もされておられません。この間、社会情勢は変化し、市民ニーズも複雑多様化し、国立市を除く都下 25 市においては 17 市が常勤特別職職員の給料額を改定しています。

国立市では、常勤特別職職員の給料額について、平成 23 年 7 月に特例条例を定め、それ以降、減額措置を講じておりますが、約 8 年もの間、特例条例が継続されている状況は異例なことであると思っております。

以上の状況から、現代の社会情勢や市民ニーズから考えられる職務の困難さや責任の度合いを踏まえ、さらには、他市との均衡等も勘案し、国立市常勤特別職職員の適正な給料額について、貴会のご意見をお伺いいたしたく諮問いたします。

なお、本審議会の所掌事項ではありませんが、常勤特別職職員の期末手当及び退職手当につきましても、適正な支給率について貴会のご意見をお伺いいたしたく、併せてご審議をお願いいたします。

以上